

# 令和3年度 中小企業人材力向上支援事業補助金のご案内

～従業員の人材育成や業務に必要な資格の取得にご活用ください～

中小企業者が取り組む人材育成（研修会への参加・開催及び資格等の取得）に要する経費の一部を補助し、従業員等の資質・技術力の向上や能力開発を支援します。

## ◇補助対象者、補助対象経費、補助率など

対象事業	研修会	資格取得
事業目的	優秀な人材の育成・確保を推進し、従業員等の資質又は技術の向上を図る。	業務に必要な資格等の取得を支援し、技術力の底上げを図る。
補助対象経費	受講料、受講に必須な教材費、船賃、宿泊費、自社で開催する場合の講師謝礼及び研修会場費	受験料（受講料）、受講（受験）に必須な教材費、船賃、宿泊費
補助率	補助対象経費（消費税は除く。）の50%以内 ※千円未満切捨て	
補助限度額等	1人につき10万円以内 ※同一年度に1事業所10人（回）まで <u>資格取得については、試験に不合格だった場合は、補助金は支給されません。</u>	
補助対象者	市内の中小企業者 ※市税等の滞納が無い事業者	
事業期間	交付決定日から当該年度末まで	

## ◇申請方法について

受講又は受験する前に、以下の関係書類を佐渡市役所地域振興課 産業振興室へ提出してください。なお、事前に申請をいただかないと補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

### ■ 提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書及び収支予算書（別紙1）
- ③ 納税証明書（佐渡市提出用）
- ④ 研修会、資格受験等の開催案内・募集要項等の写し



## ◇実績報告書の提出について

事業が完了して20日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、以下の関係書類を佐渡市役所地域振興課 産業振興室へ提出してください。

### ■ 提出書類

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書（別紙3）
- ③ 補助対象経費の領収書等の写し ※支払いが確認できない場合、補助対象経費として認められません。
- ④ 修了証書等の写し（研修会の場合）
- ⑤ 資格等を取得したことが証明できる書類の写し（資格取得の場合）

## ◇お問合せ先

佐渡市役所 地域振興課 産業振興室 TEL 63-4152

佐渡市ホームページ <http://www.city.sado.niigata.jp/> でもご紹介しています。